



過重労働による健康障害防止

メンタルヘルス対策



新型コロナウイルス感染症の拡大防止



知らないうちに、拡めちゃうから。



STOP!
感染拡大
— COVID-19 —

高齢労働者に対する健康づくり

令和 3 年度 第 72 回

全国労働衛生週間

全体(主)スローガン 向き合おう！ 心とからだの 健康管理

副スローガン うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

令和3年度 第72回 全国労働衛生週間

目次

■ 第72回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 伊藤 正史	3
■ 令和3年度 全国労働衛生週間実施要綱	4
■ 業務上疾病統計	8
● 令和2年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）	8
● 令和2年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）	8
● 業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）	9
● 傷病別業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）	9
● 定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）	10
● 検査項目別有所見率の推移（愛知局管内）	10
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内	11
● 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）に	11
● 改正石棉障害予防規則	11
● 改正電離放射線障害防止規則	11
● 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進	11
● 外国人労働者に対する安全衛生対策には、適切な配慮をお願いします	12
● 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）	12
■ 準備期間中に実施する事項（重点事項）に関する資料等	13
● 過重労働による健康障害防止のための総合対策	13
● 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策	13
● 腰痛予防対策	13
● 危なさとおう／論理的な安全衛生管理の推進・定着	13
■ 愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言	14
■ リスクアセスメント出前講座	14
■ リスクアセスメント推進大会 2021 あいち	15
■ 産業保健セミナー2021 in あいち	16

第72回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 伊藤 正史

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され今年で72回目を迎えます。本年度は、

「向き合おう！ ころとからだの健康管理」

を全体スローガンとするとともに、労働行政はもとより、社会全体の最重点課題でもある、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、特に副スローガンを設け、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を掲げ、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力の下、愛知県内における休業4日以上の上業務上疾病は、一時、年間約300人にまで減少しましたが、ここ数年、再び400人を超える状況が続き、令和2年は、前年416人の約1.5倍にも及ぶ638人となりました。

この最も大きな要因は、新型コロナウイルス感染症の職場における感染拡大です。コロナ禍により、一昨年は3人であった病原体による疾病が195人にまで激増し、うち1人は死亡に至るものとなりました。これ以外にも、熱中症が一昨年の51人から92人に増加して全国ワースト1となったことや、幅広い業種・年齢層で災害性腰痛が多発し高止まりしていることも大きく影響しており、こうした業務上疾病への対応が喫緊の課題となっています。

また、昨年から本年にかけ、「溶接ヒューム」等に係る**特定化学物質障害予防規則**、建築物等の解体・改修工事等に係る**石綿障害予防規則**、眼の水晶体の被ばく限度の見直しを主とした**電離放射線障害防止規則**が、それぞれ改正され順次施行されているほか、令和2年3月には、「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」(エイジフレンドリーガイドライン)が、令和3年2月には「**テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン**」がそれぞれ策定されており、これらの普及を通じた取組も望まれます。

全国労働衛生週間は、これら課題を重点に、労働衛生に関する意識を高め、職場環境改善等への自主的取組を通じて労働者の健康確保を図る強化期間です。本年度においては、「**取組の5つのポイント**」等を有効に活用し、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底**を図りつつ、スローガンのとおり、ころとからだの健康管理を進める機会とされますよう、また、**熱中症・災害性腰痛を含む業務上疾病の増加に歯止めを掛け**、一層多様化する労働衛生上の課題に取組むための機会とされますよう、各事業場における取組をお願いします。

*このメッセージは、動画でご覧いただけます。
右QRコードをご参照ください。



令和3年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上の労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていな

い事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！ ころとからだの健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スローガン

全体（主）スローガン：

・向き合おう！ ころとからだの健康管理

副スローガン：

・うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。

- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
 - a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談

できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
 - a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
 - a 事業者による高齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 高齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施
- (オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底(非製造業業種を含む)、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
 - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
 - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
 - d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結

- 果について労働者に対する教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (h) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
- (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
- a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
- c 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
- b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- c 救急措置の事前の確認と実施
- d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認

(サ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生3管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ロ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(ハ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(ニ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中

核となる者に対する能力向上教育の実施

(ホ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

(ヘ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

(ト) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

(チ) 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(ロ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

(ハ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(ニ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(ホ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(ヘ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

(ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

令和2年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）

区分	業務		製 造 業	建 設 業	運 貨 物 取 交 通 抜 業 業	融 商 ・ 業 ・ 広 告 ・ 業 金	保 健 衛 生 業	そ の 他	合 計						
	業	業													
① 負傷に起因する疾病			57	13	63	56	66	50	305						
	腰痛（内数）		51	8	58	50	64	43	274						
物理的 因子	② 有害光線による疾病			1		1			2						
	③ 電離放射線による疾病														
	④ 異常気圧下における疾病														
	⑤ 異常温度条件による疾病		(2)	27	(1)	21	17	13	2	(1)	15	(4)	95		
	熱中症（内数）		(2)	27	(1)	20	16	5	2	(1)	22	(4)	92		
	⑥ 騒音による耳の疾病														
	⑦ ②-⑥以外の原因による疾病								4				4		
過度の 負担	⑧ 重激業務による運動器疾病と内臓脱			2								2			
	⑨ 負傷によらない業務上の腰痛			1								1			
	⑩ 振動障害														
	⑪ 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群			3		3		1					7		
	⑫ ⑧-⑪以外の原因による疾病														
⑬ 酸素欠乏症			2									2			
⑭ 化学物質による疾病（がんを除く）			6	4		1						11			
⑮ じん肺症・じん肺合併症（死亡を除く）			6									6			
⑯ 病原体による疾病			18	3	4	16	(1)	150	4	(1)		195			
がん	⑰ 電離放射線によるがん														
	⑱ 化学物質によるがん														
	⑲ ⑰⑱以外の原因によるがん														
⑳ 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等				(1)	2	2					(1)	4			
㉑ 強い心理的負担を伴う業務による精神障害							2		2			4			
㉒ その他の業務によることの原因不明な疾病															
合 計			(2)	122	(2)	44		89	88	(1)	220	(1)	75	(6)	638

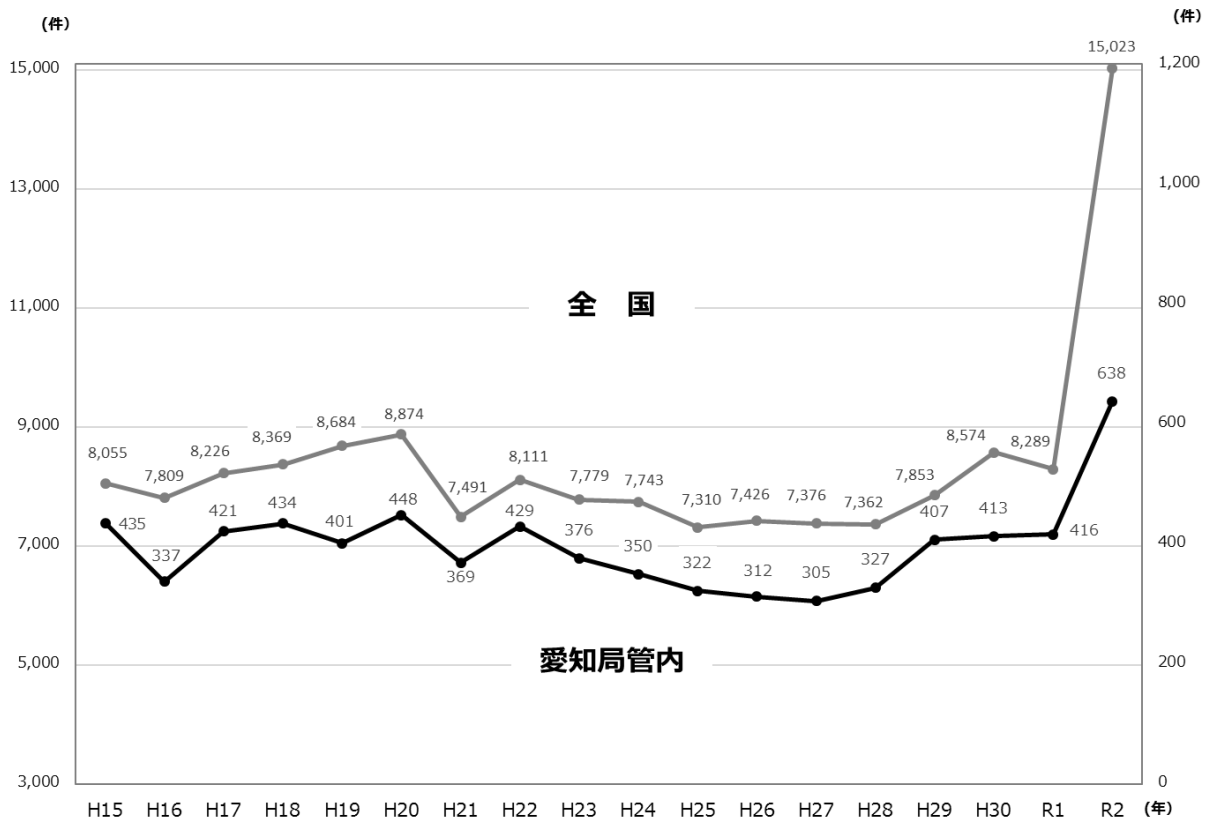
※（ ）内は死亡で内数

令和2年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）

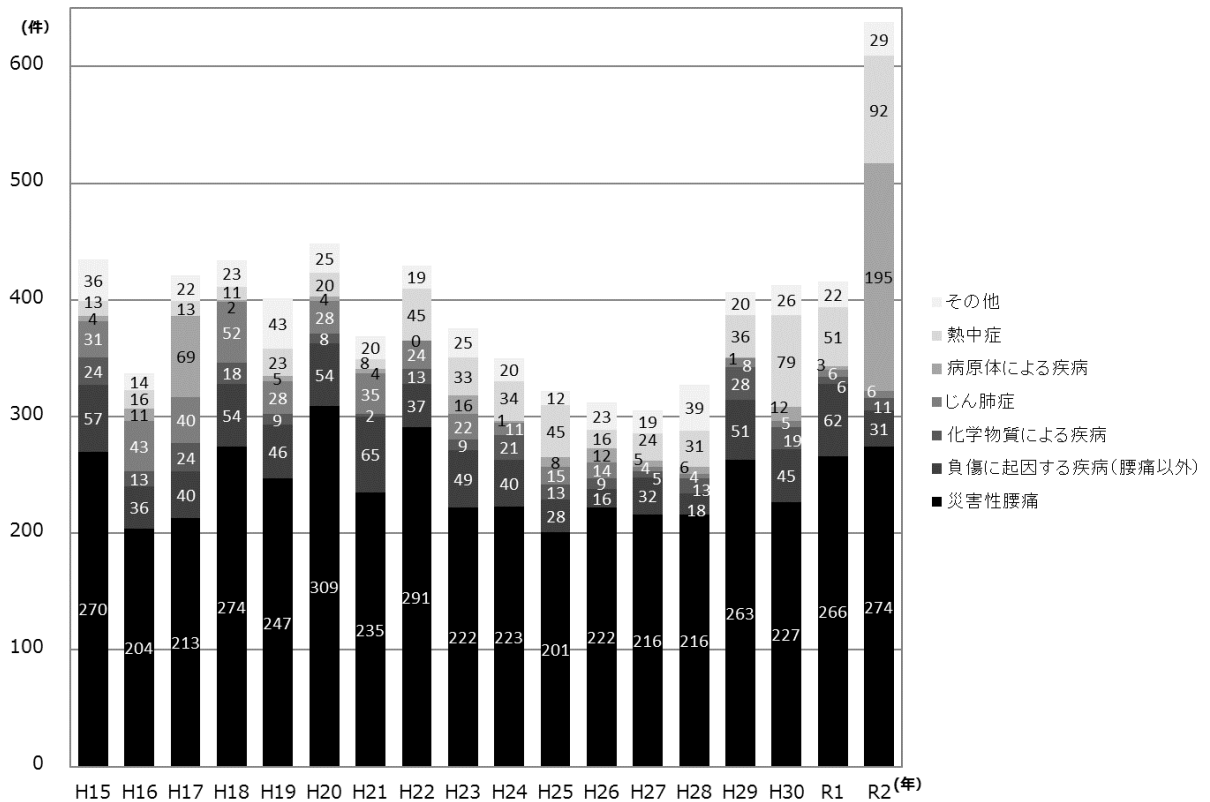
No.	発生月	業種	被害	疾病名	災害の概要	原因物質等
1	3月	その他の事業	休業1名	有機溶剤中毒	被災者が取引先の鉄工所に向かいヤード内で鉄骨部材の非破壊検査作業を行っていたところ、付近で行われていた防錆剤（第三種有機溶剤含有）塗布作業のために発散した蒸気にばく露し、有機溶剤中毒を発生した。被災者は作業中に気分が悪くなり、帰社途中で手足の痲痺等の症状を呈した。	有機溶剤
2	4月	産業廃棄物処理業	休業1名 不不休5名	二酸化硫黄中等毒	硫酸工場のトラブル処理にかかる工場再起動時において、配管内に滞留していたガスが急激に流れたことで、除害塔で十分除害されないまま、大気中に二酸化硫黄が放出されることとなり、近隣事業場の労働者6名がこれにばく露して二酸化硫黄中等毒を発生した。	二酸化硫黄
3	4月	ねじ等製造業	休業1名	有機溶剤中毒	被災者が、イソプロピルアルコールとジクロロメタンを含む洗剤を用いて床清掃を行っていたところ、気分が悪くなり有機溶剤中毒を発生した。被災者はゴム手袋を着用していたが、防毒マスクは着用していなかった。	有機溶剤
4	5月	水道業	休業2名	低酸素脳症等	マンホール内腐食調査において、被災者が、マンホール内に入って硫化水素測定器を設置しようとしたところ、当該場所が酸欠状態になっており、気分が悪くなって低酸素脳症を発生、マンホール内に墜落した。また、これを救助しようとした他1名も同様に気分が悪くなり被災した。	酸素欠乏危険場所
5	5月	上下水道工事業	休業1名	減圧症	ニューマチックケーソン工法によるポンプ場建設工事現場において、被災者が、ケーソン掘削室へ入函し、点検等の作業を行った後に出函したところ、左ひざに痛みを感じ、減圧症を発生した。	高圧室内業務
6	6月	その他の建築工事業	休業1名	急性ベンジルアルコール中毒	高速道路橋桁の旧塗装剥離作業において、被災者が、ベンジルアルコールを含有する剥離剤を塗布した箇所にビニールシート養生を施す作業を行っていたところ、意識不明の状態となり、急性ベンジルアルコール中毒を発生した。	ベンジルアルコール
7	11月	造船業	休業1名	低酸素脳症	船底に穴が開いた台船の修理作業において、被災者が、船倉内に溜まった水を除去するため、ポンプを持って船倉内に降りようとしたところ、当該場所が酸欠状態になっており低酸素脳症を発生した。	酸素欠乏危険場所
8	12月	その他の建設業	休業1名	一酸化炭素中毒	一般住宅の台所等の詰まり除去作業において、被災者が、室内にガソリンエンジン式高圧洗浄機を設置して作業していたところ、ふらつきや気分不良等の症状が現れ、一酸化炭素中毒を発生した。	一酸化炭素
9	12月	機械器具設置工事業	休業4名 不不休5名 (他一人親方2名)	二酸化炭素中毒	ホテル宿泊者用立体駐車場のドライブシャフトの取替工事において、消火設備を操作したところ、噴出した二酸化炭素が立体駐車場及び建物地下1階に充満し、作業員及び建物内にいた施設従業員計11人が被災した。なお、火災の発生は確認されていない。	二酸化炭素
10	12月	農業	休業1名	一酸化炭素中毒	大葉の栽培をするビニールハウス内において、大葉の茎の破碎のため、ガソリンエンジン式破砕機をハウス内に設置して運転していたところ、同じハウス内で大葉の摘み取り作業を行っていた被災者が、めまいを訴え一酸化炭素中毒を発生した。	一酸化炭素

※「休業」は、1日以上以上の休業を伴う災害で、他の統計値に使用する休業4日以上とは基準が異なる。

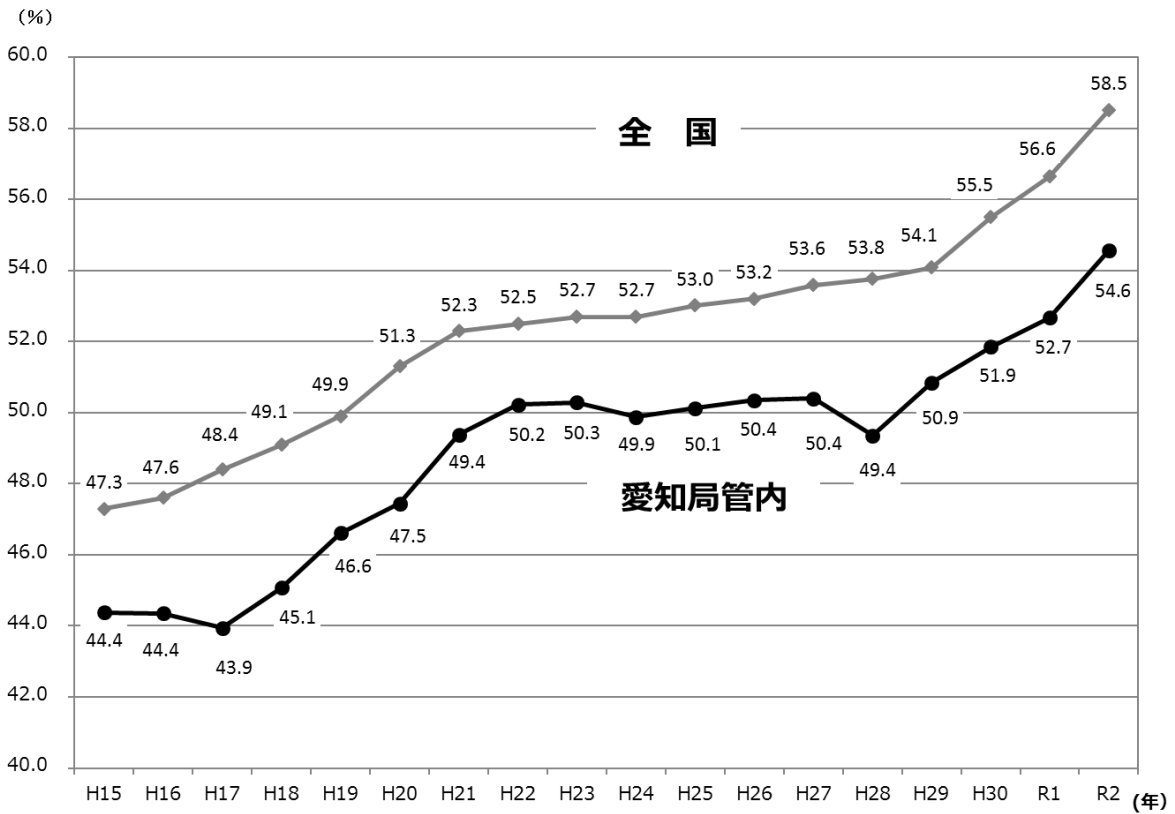
業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）



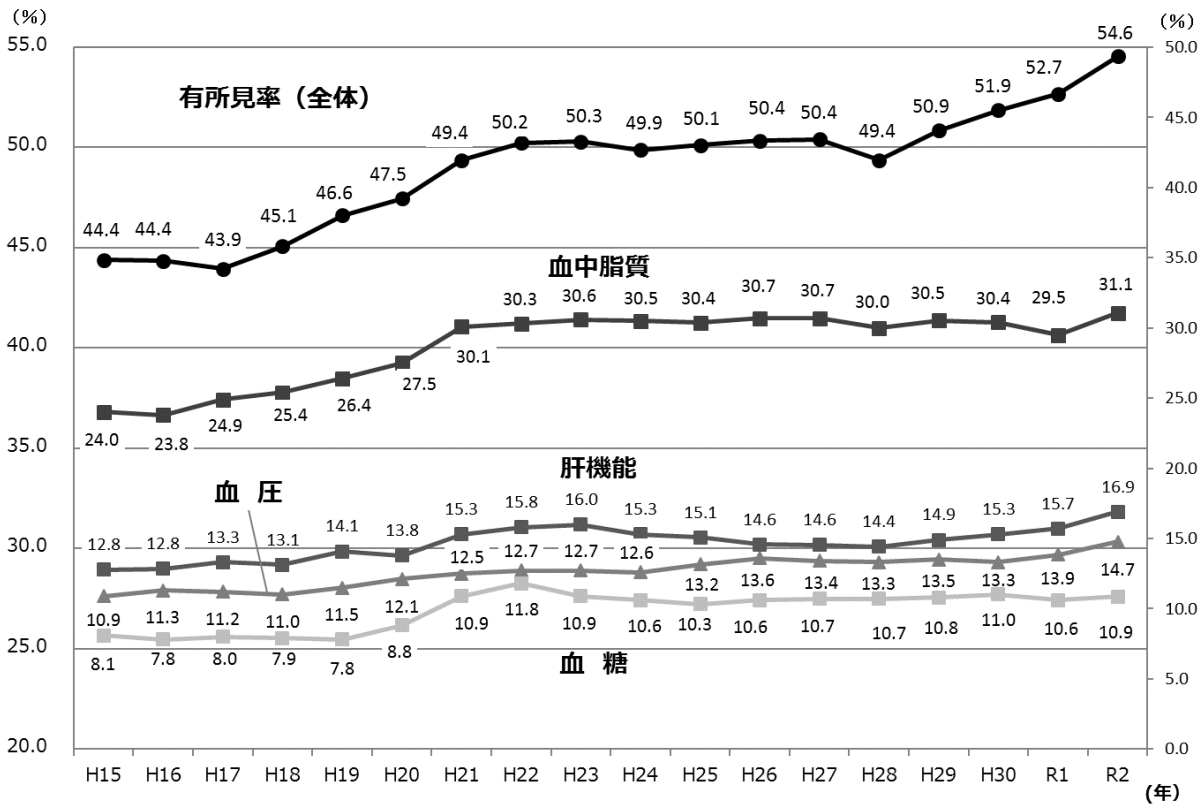
傷病別業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）



定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）



検査項目別有所見率の推移（愛知局管内）



「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）に
（令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日から順次施行）



- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質（第2類物質）に加えられる等の改正が行われました。これにより、特定化学物質として、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施等が新たに必要となりました。
- 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行い、結果に応じて適切な呼吸用保護具を選択し労働者に使用させる等の措置が必要となります。

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/yousetsu_fume.html



改正石綿障害予防規則
（令和2年7月1日公布 / 令和3年4月1日等から順次施行）

- 石綿障害予防規則等の大きな改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。
 - 事前調査の規制強化等（事前調査を行う者の要件新設、事前調査結果の報告制度新設等）
 - 計画届の提出範囲拡大
 - 隔離した作業場所の点検等の充実
 - 石綿含有成型品・石綿含有仕上げ塗材の除去等の施工方法についての規制新設等
 - 写真等による作業の実施状況の記録についての規制新設、作業の記録等の充実

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



改正電離放射線障害防止規則
（令和2年4月1日公布 / 令和3年4月1日施行・適用）

- 電離放射線障害防止規則等の改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。
 - 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ
 - 線量の測定および算定方法の一部変更
 - 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加
 - 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/denrisoku_kaisei.html



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進

- 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防のため厚生労働省は、職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」や、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を公開しています。各事業場において、これらを参考に自主的な取組等に努めていただきますようお願いいたします。

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_122148_00006.html



過重労働による健康障害防止のための総合対策



「過重労働による健康障害を防ぐために」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553560.pdf>



「労働者の健康を守るために」
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzaen/dl/101004-8.pdf>

労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策



「職場における心の健康づくり」
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/RELAX.pdf>



愛知労働局ホームページ「職場におけるメンタルヘルス対策について」
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/newpage_00001.html

腰痛予防対策



- 職場における腰痛は、業種を問わず多発しています。各事業場において腰痛を予防するため、労働衛生管理体制を整備し、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育に、総合的・継続的に取り組みましょう。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/newpage_00344.html



愛知労働局では「危険と向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzaen_eisei/_121845.html





愛知労働局 ～安全衛生水準向上に向けた経営トップの決意結集を期して～

リスクアセスメント 推進事業場



詳細はこちら



- 「リスクアセスメント推進事業場宣言」は、安全衛生水準向上に向けた経営トップの決意結集を期するため、愛知労働局が独自に推進するものです。
- 所定の宣言書に、事業場の代表者自らご署名いただき、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出していただきます。宣言を提出された事業場で、ご承諾いただけるものにつきましては、愛知労働局ホームページで事業場名等を公表致します。

1 宣言の目的

- リスクアセスメントを通じて、自らの事業に存在する危なさを総合的に評価し、自主的に改善を行う事業場であることを宣言することで、リスクアセスメントの推進に積極的な取組を行う姿勢を事業場内外に示し、安全衛生管理水準の向上を図っていただくことを目的としています。

2 宣言受付期間

- 令和4年度までを予定しています。

3 宣言の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 本宣言の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 労働局・労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- リスクアセスメントへの取組姿勢について宣言する趣旨です。そのほかの要件はありません。



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

詳細はこちら



- 愛知労働局または管下労働基準監督署では、依頼を受けて、複数の事業場の担当者が集まる場に出向き、リスクアセスメント等について説明する「リスクアセスメント出前講座」を行っています。(講師料不要)

1 出前講座を受けることのできる団体等

- (1) リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等（以下「依頼団体」という。）であることが必要です。
- (2) 依頼団体の構成事業場が、リスクアセスメントの推進に前向きであることが必要です。
- (3) 依頼団体の事務局が愛知県内にあり、構成事業場に愛知県内の事業場が含まれていることが必要です。なお、構成事業場の所在地が局又は署の管轄範囲を超えていても差し支えありません。

2 お申込み

- 出前講座を希望される場合は、開催希望日の1か月前までに、団体事務局を管轄する労働基準監督署あて、所定の申込書及び受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。詳細は署担当者が調整致します。

あいちの道。11.29 (月)

13:30~16:00
(開場 12:30)

リスクアセスメント推進大会2021あいち

日 時	2021年11月29日(月) 13:30 ~ 16:00 (開場 12:30)
会 場	日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号)
参 加 費	無 料
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● ビデオメッセージ 『リスクアセスメント推進大会 2021 あいちへ寄せて』 明治大学顧問・名誉教授・校友会名誉会長 向殿 政男 氏 ● プロローグ ● 主催者あいさつ ● 基調講演 『リスクアセスメントはマネジメントの基盤』 合同会社高岡労働安全技術研究所 高岡 弘幸 氏 ● 会場参加型パネルディスカッション 『コントロールからマネジメントへ』 ● 大会宣言 ● エピローグ
主 催	愛知労働局
協 力	(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、各労働災害防止団体
後 援	日本労働組合総連合会 愛知県連合会、愛知県経営者協会

申込方法

■ 右の QR コードから Web にアクセスの上、お申し込みください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzan_eisei/RA_forum2021.html

■ 申込期限：令和3年11月15日(月)まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、Web のみとさせていただきます。
- 受付完了画面若しくは、お申し込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
- お問い合わせ：愛知労働局 労働基準部 安全課 TEL:052-972-0255



本年度は、新型コロナウイルス感染リスク低減対策として、会場では次の対応をお願いします。

- マスクの着用をお願いします。
- 大声での会話はお控えください。
- 会場入口で体温測定をお願いしております。決められた入口からのみ入場をお願いします。
- 受付前で手指消毒をお願いしております。受付及び退場時には手指消毒をお願いします。(アルコール消毒ができない場合にはお申し出ください。)
- ホール内の座席は「指定席」です。受付でお渡する「座席指定票」に記載された座席におかけください。
- ロビーの椅子等に着席される場合には、間隔を空けておかけください。
- 接触確認アプリの導入にご協力ください。
 - アンドロイド端末
<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>
 - i O S (iPhone 等) 端末
<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

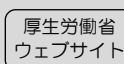
iPhone の方はこちら



Android の方はこちら



詳しくはこちら



産業保健セミナー2021 in あいち

日 時	2021年10月15日(金) 13:30 ~ 15:10 (開場 13:00)
会 場	ウィルあいち ウィルホール(4階) (名古屋市東区上笠杉町1番地)
参 加 費	無 料
プログラム	<p>テーマ 企業における「治療と仕事の両立支援」のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開会あいさつ ● 講演 『当院での治療就労両立支援と職域連携の取り組み』 ～医療者の立場からみた事業者に期待される配慮～ <ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人労働者健康安全機構 中部ろうさい病院 糖尿病センター・糖尿病内分泌内科 部長 治療就労両立支援センター両立支援部 部長(兼任) 中島英太郎 氏 ● 講演 『医療ソーシャルワーカーからみた治療と仕事の両立支援の実際』 <ul style="list-style-type: none"> ● 愛知県がんセンター病院 地域医療連携・相談支援センター室長補佐 野崎由美子 氏 ● 安城更生病院 がん相談支援係長 医療ソーシャルワーカー・認定がん専門相談員 片寄 慶 氏 ● 愛知労働局担当官説明
主 催	愛知労働局 愛知県 名古屋市 (独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター (公社)愛知労働基準協会 愛知 THP 推進協議会



申込方法

■ 右のQRコードからWebにアクセスの上、お申し込みください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_seminar2021.html

■ 申込期限：令和3年10月8日(金)まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、Webのみとさせていただきます。
- 受付完了画面若しくは、お申込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
- お問い合わせ：愛知労働局 労働基準部 健康課 TEL:052-972-0256



本年度は、新型コロナウイルス感染リスク低減対策として、会場では次の対応をお願いします。

- マスクの着用をお願いします。
- 大声での会話はお控えください。
- 会場入口で体温測定をお願いしております。決められた入口からのみ入場をお願いします。
- 受付前で手指消毒をお願いしております。受付及び退場時には手指消毒をお願いします。(アルコール消毒ができない場合にはお申し出ください。)
- ホール内の座席は「指定席」です。受付でお渡す「座席指定票」に記載された座席におかけください。
- ロビーの椅子等に着席される場合には、間隔を空けておかけください。
- 接触確認アプリの導入にご協力ください。
 - アンドロイド端末
<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>
 - i O S (iPhone 等) 端末
<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

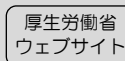
iPhone の方はこちら



Android の方はこちら



詳しくはこちら



愛知県最低賃金が10月から955円に改正予定

労働基準部賃金課

8月5日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額927円を28円引上げ、時間額955円（令和3年10月1日発効予定）へと改正決定する旨の答申を受けました。

（写真左側 中山会長、写真右側 伊藤局長）



あいちの道。11.29 (月)

13:30~16:00
(開場 12:30)

リスクアセスメント推進大会2021あいち

日 時	2021年11月29日(月) 13:30 ~ 16:00 (開場 12:30)
会 場	日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号)
参 加 費	無 料
プログラム	<ul style="list-style-type: none">● ビデオメッセージ 『リスクアセスメント推進大会 2021 あいちへ寄せて』 明治大学顧問・名誉教授・校友会名誉会長 向殿 政男 氏● プロローグ● 主催者あいさつ● 基調講演 『リスクアセスメントはマネジメントの基盤』 合同会社高岡労働安全技術研究所 高岡 弘幸 氏● 会場参加型パネルディスカッション 『コントロールからマネジメントへ』● 大会宣言● エピローグ
主 催	愛知労働局
協 力	(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、各労働災害防止団体
後 援	日本労働組合総連合会 愛知県連合会、愛知県経営者協会



申込方法

■ 右の QR コードから Web にアクセスの上、お申し込みください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzaen_eisei/RA_forum2021.html

■ 申込期限：令和3年11月15日(月)まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、Web のみとさせていただきます。
- 受付完了画面若しくは、お申込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
- お問い合わせ：愛知労働局 労働基準部 安全課 TEL:052-972-0255



本年度は、新型コロナウイルス感染リスク低減対策として、会場では次の対応をお願いします。

- マスクの着用をお願いします。
- 大声での会話はお控えください。
- 会場入口で体温測定をお願いしております。決められた入口からのみ入場をお願いします。
- 受付前で手指消毒をお願いしております。受付及び退場時には手指消毒をお願いします。
(アルコール消毒ができない場合にはお申し出ください。)
- ホール内の座席は「指定席」です。受付でお渡する「座席指定票」に記載された座席におかけください。
- ロビーの椅子等に着席される場合には、間隔を空けておかけください。
- 接触確認アプリの導入にご協力ください。
 - アンドロイド端末
<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>
 - i O S (iPhone 等) 端末
<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

iPhone の方はこちら



Android の方はこちら



詳しくはこちら

厚生労働省
ウェブサイト



育児・介護休業法が改正されます

育児・介護休業が改正され、来年度以降、段階的に施行されます。
以下が改正内容の主なポイントです。詳細は追って省令等で定められます。

1 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

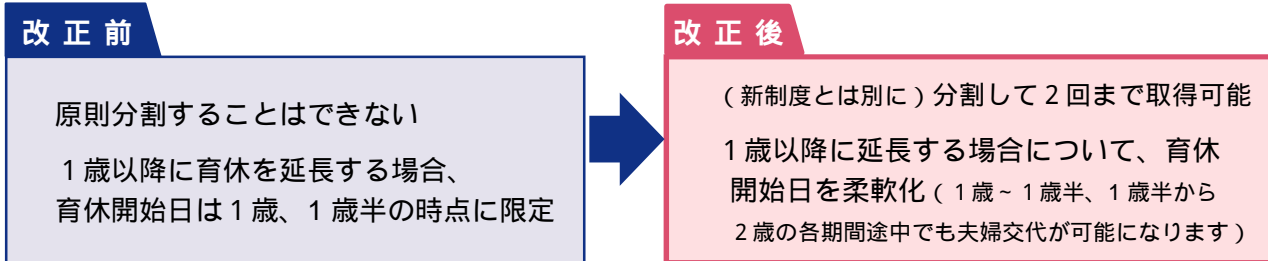
2 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- ・妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

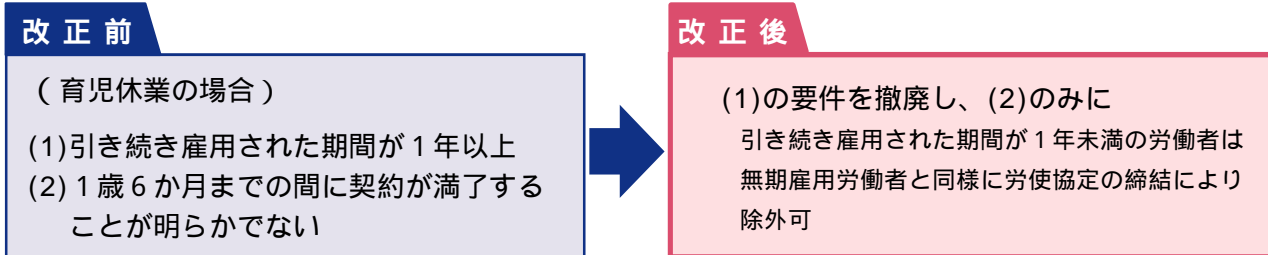
3 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日



4 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日



5 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

～同一労働同一賃金の対応はもうお済みですか？～



岡崎労働基準監督署西尾支署

内閣府は令和3年5月13日、新型コロナウイルス感染症の影響下における中小企業の経営意識調査結果（調査期間：令和3年2月～3月、対象：全国の中小企業1万6千社・有効回答4,151社）を公表しました。それによると、4割の企業が同一労働同一賃金への対応として、賃上げ等、何らかの取組みを予定していると回答がありましたが、2割の企業が「非正社員はいるが対応する予定はない」と回答するなどといった状況も見受けられました。

今回は、令和3年4月1日に中小企業も含め、全面的に改正・施行された「パートタイム・有期雇用労働法^{※1}」に規定される不合理な待遇差の禁止と「同一労働同一賃金ガイドライン」についてご紹介します。

※1: 本改正で有期雇用労働者も法の対象に含まれることとなったため、呼称も従来のパートタイム労働法からパートタイム・有期雇用労働法に変わりました。

【パートタイム・有期雇用労働法とは】

パートタイム労働者^{※2}や有期雇用労働者^{※3}（以下、「非正規雇用労働者」といいます。）は一般的に正社員と比べ、その賃金や福利厚生等の待遇が低い状況にあります。また、正社員として働く機会を得られず、やむなく非正規雇用労働者として働いている方も一定程度おられます。このような待遇差の問題を解消し、非正規雇用労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するとともに、多様な雇用形態・就業形態で働く人々がそれぞれの意欲や能力を十分に発揮し、その働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待遇の実現」を目指すため、「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

※2: 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（いわゆる正社員）の1週間の所定労働時間比べて短い労働者をいいます。

※3: 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいいます。

【不合理な待遇差の禁止】

改正により、同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されました。また、どのような待遇差が不合理に当たるかを待遇ごとに判断することを明確化するため、厚生労働省は同一労働同一賃金ガイドラインを策定しました。

【同一労働同一賃金ガイドライン】

このガイドラインは、正社員と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待

遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方や具体例を示したものです

ガイドラインに記載された賃金の原則的な考え方は次のとおり（抜粋）です。

《基本給の考え方》

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

《役職手当の考え方》

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就く非正規雇用労働者には、同一の支給をしなければならない、とされています。

《賞与の考え方》

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献である非正規雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない、とされています。

【同一労働同一賃金へ向けた取組手順書】

同一労働同一賃金の対応に向け、厚生労働省では、「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」を作成しています。この手順書では、自社の非正規雇用労働者の待遇が不合理なものとなっていないかの点検ができますので、是非ご活用ください。

HP: <https://www.mhlw.go.jp/content/000656094.pdf>

【最後に】

今回のガイドラインで記載された考え方に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる可能性がありますので、対応がお済みでない企業におかれましては、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた取組をお願いします。

また、以下のサイトでは、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた解説動画、好事例企業の紹介等、様々な情報をお伝えしていますので参考にしてください。

＜パート・有期労働ポータルサイト＞

HP: <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

また、以下の相談窓口では社会保険労務士等の専門家が同一労働同一賃金の対応に向けた支援を無料で実施しています。

＜愛知働き方改革推進支援センター＞

TEL: 0120-006-802

HP: <https://task-work.com/aichi/>



QRコード*



QRコード*

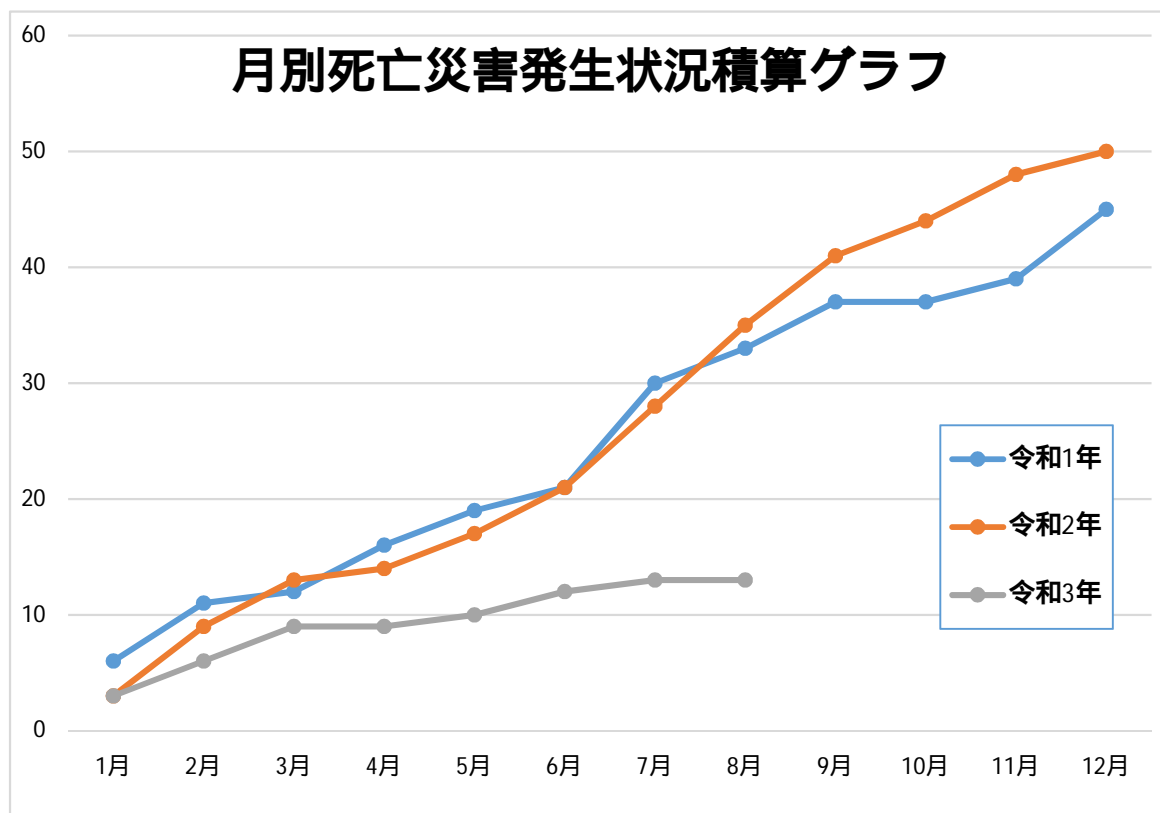


QRコード*

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和3年8月5日 現在の速報値)

()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和3年速報値	令和2年同時期(速報値)	令和2年確定値
製 造 業	製 造 業	6	2	11
	食 料 品 製 造 業	1		
	化 学 工 業	1	1	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1		1
	金 属 製 品			2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	1	4
	そ の 他	2		1
建 設 業	建 設 業	3	6 (1)	13 (2)
	土 木 工 事 業		3 (1)	4 (1)
	建 築 工 事 業	3	1	5 (1)
	そ の 他		2	4
陸 上 貨 物 運 送 事 業		6 (1)	7 (1)	
商 業	商 業	2 (2)	3 (1)	3 (1)
	卸 売 業			
	小 売 業	2 (2)	2 (1)	2 (1)
そ の 他		1	1	
清 掃 ・ と 畜 業		1	3	
上 記 以 外 の 事 業	2 (1)	6	13 (2)	
合 計		13 (3)	24 (3)	50 (6)



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R3.5.14. 2021 3:40	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	原付バイクで新聞配達中に、後ろから来た乗用車に接触され転倒したもの
	事業場 規模 10~29名	業種 商業 70代 新聞配達員 経験 15年
R3.7.10. 2021 10:55	墜落・転落 屋根・はり・もや・け	屋根設置工事で、高さ約5mの屋根上で屋根材端部の切断のため、マーキング作業をしていた際に墜落した。
	事業場 規模 9名以下	業種 建築工事業(木建以外) 60代 屋根工 経験 10年

令和3年 西尾支署業種別労働災害発生状況

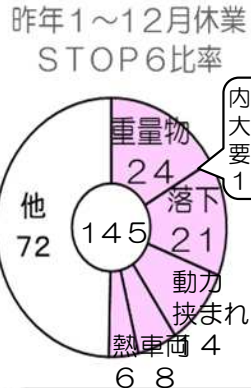
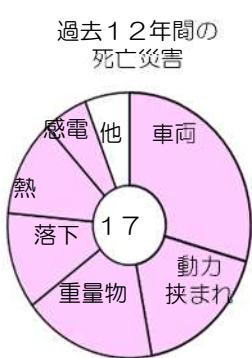
令和3年7月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和3年	令和2年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		34		28		+6	+21.4%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	2		3		-1	-33.3%
	織 維 工 業	2		1		+1	+100.0%
	鉄 鋼 業	10		3		+7	+233.3%
	金 属 製 品	2		5		-3	-60.0%
	一 般 機 械 器 具	6		3		+3	+100.0%
	輸 送 機 械 製 造	7		7		0	0.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	5		6		-1	-16.7%
建 設 業		8		8		0	0.0%
建 設 業	土 木 工 事 業			3		-3	-100.0%
	建 築 工 事 業	6		5		+1	+20.0%
	そ の 他 の 建 設 業	2				+2	-
陸 上 貨 物 運 送 事 業		9		8		+1	+12.5%
小 売 業		9		9	1	0	0.0%
小 売 業	新 聞 販 売	2		2		0	0.0%
	そ の 他 の 小 売 業	7		7	1	0	0.0%
通 信 業		1		5		-4	-80.0%
社 会 福 祉 施 設		7		3		+4	+133.3%
飲 食 店		1		3		-2	-66.7%
清 掃 ・ と 畜 業		3		6		-3	-50.0%
上 記 以 外 の 事 業		15		12		+3	+25.0%
合 計		87	0	82	1	+5	+6.1%

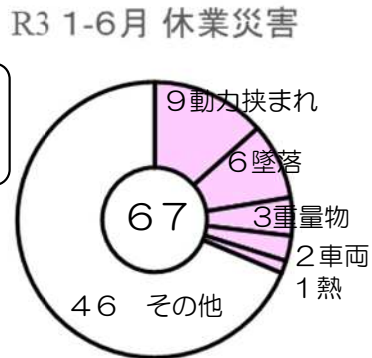
分析 西尾管内から大きな災害をださない



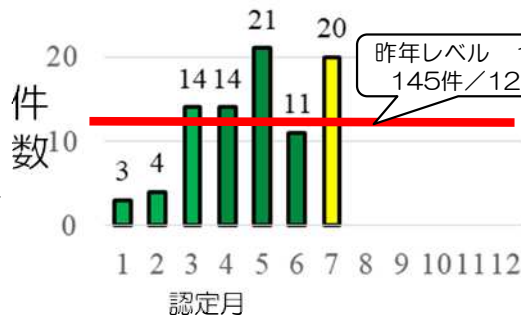
比較した過去 ← → 7月



内
大きな
要因
14件

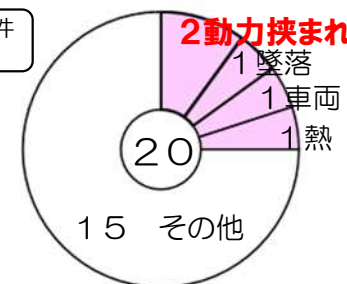


休業災害件数推移



昨年レベル 12件
145件/12ヶ月

STOP6比率



内
大きな
要因
ゼロ

ピンク6要因で94%
*警戒すべきとし
以下STOP6と称す

昨年度1年間
◇STOP6比率50%
◇大きな要因14件

1~6月で
◇STOP6比率 31%
◇大きな要因 5件

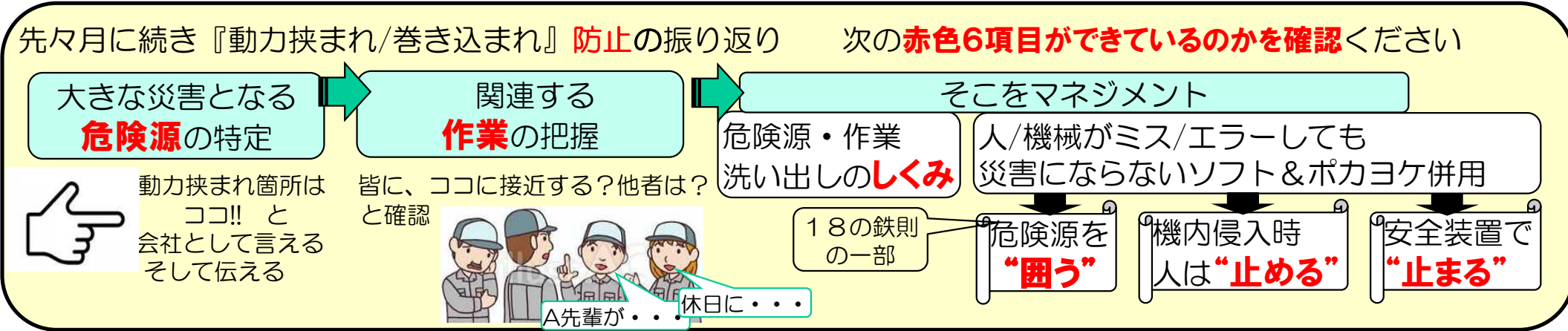
STOP6は5件 比率は昨年50%⇒今年31%⇒今回**25%**
大きな要因ゼロ、比率は低下して良くなっていますが
災害温床として一番避けたい挟まれが まだ発生

危険源 (2021年度) 上記大きな要因から抽出

- <動力挟まれ> ・コンベアーモーター部チェーン 推力未記入
・破碎機 排出コンベアのリターンローラー
・NC旋盤 主軸ベルト
- <墜落> ・ポンプ車はしご部位 高さ2.5m
- <車両> ・フォークリフト運搬の2段積みパレット

危険源 ※大きな要因から抽出
7月は無し

事例紹介
大きな災害となるパワー（推力）とは
*添付する程度評価表を参照
その箇所の特定が 活動の入り口です



危険源 程度判断基準

目次

区分	シリーズ	エネルギー	ページ数
STOP 6	A 動力挟まれ/巻き込まれ編 ①	推力 KN	3
		② ローラー隙間	4
	B 重量物編 ①	質量kgと移動速度km/h	5
		② 質量kgと落下m	6
	C 車両編	質量kgと移動速度km/h	7
	D 墜落編	高さm	8
	E 電気	電流A 電圧V	9
	F 熱	温度℃	10
	鋭利なもの	深さcm	11
	転倒	-	12
音	音量dB	13	
振動	-	14	
目に異物が混入	-	15	

衛生週間説明会 9月10日でのご説明対象

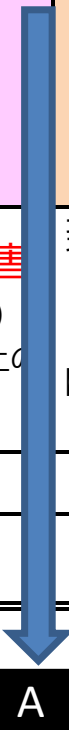
○ 工数を掛けない自動計算のご紹介

○ 熱中症メカニズムから整理した評価項目

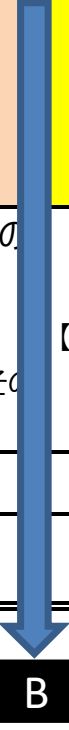
後世への伝承を考え 定量的基準にしました
安全・衛生週間説明会時に ご説明します

2017年協豊会成果物より引用
ご了解・ご協力を得て掲載しています

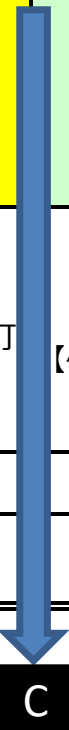
危険源 程度評価基準	
危害ひどさ	
程度	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 24%; background-color: #FFC0CB; text-align: center; padding: 5px;">致命傷</div> <div style="width: 24%; background-color: #FFDAB9; text-align: center; padding: 5px;">重傷</div> <div style="width: 24%; background-color: #FFFFE0; text-align: center; padding: 5px;">中傷</div> <div style="width: 24%; background-color: #E0FFE0; text-align: center; padding: 5px;">軽傷</div> </div>
詳細	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 24%; padding: 5px;"> 死亡又は重度の障害 (障害等級1～7級※2) 【例：両目失明・片腕以上の切断重度の障害等】 </div> <div style="width: 24%; padding: 5px;"> 致命傷に至らない重度のケガ又は軽度の障害 (障害等級8～14級※2) 【例：片目失明・指の切断その他軽度の障害等】 </div> <div style="width: 24%; padding: 5px;"> 中程度のケガ 【例：骨折・裂傷・重度の打撲及び捻挫等】 </div> <div style="width: 24%; padding: 5px;"> 軽微な災害 【例：軽度の打撲・捻挫や火傷・切傷等】 </div> </div>
表記	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 24%; text-align: center;">致命</div> <div style="width: 24%; text-align: center;">重</div> <div style="width: 24%; text-align: center;">中</div> <div style="width: 24%; text-align: center;">軽</div> </div>



A



B



C

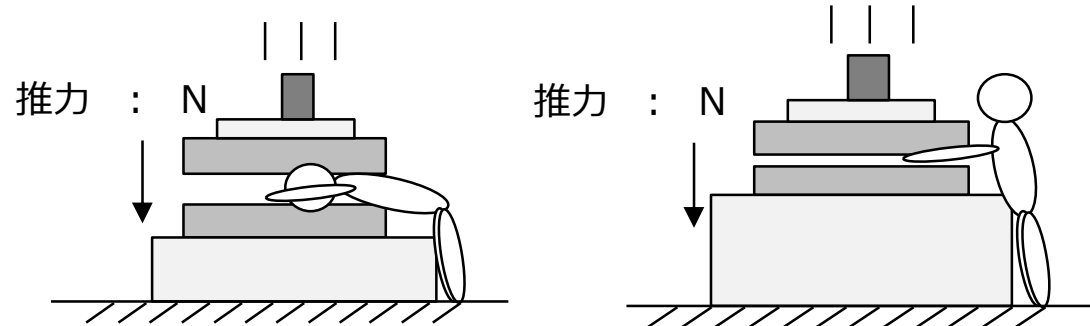
仮前提 許容する =ソフト(ルール、手順書他)対応

許容できない=人・機械にミス・エラーがあっても大きな災害にならないソフトとポカヨケの併用

A **B** **C** どのレベルを『許容できない』 言い換えれば『考え方としてポカヨケまでが必要である』とするか？

それは安衛法の目的『自主的活動により労働者の安全と健康を確保』により、各事業所が決めることですが
 ただ経営者として従業員に方針として掲げ、説明し、合意を得られ ”よし 皆で守るぞ”となることが大切です

動力挟まれ編 ①

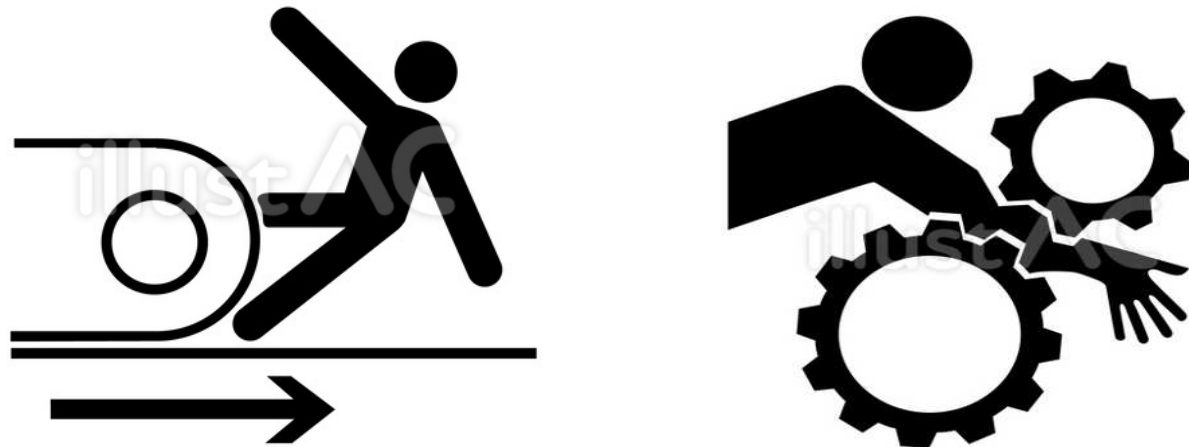


危害ひどさ

機械的動力	推力	受傷部位		
		頭部	体幹部	手・足等身体の一部
	$0 \leq F < 1 \text{ kN}$	中	中	軽
	$1 \text{ kN} \leq F < 10 \text{ kN}$	致命	重	中
	$10 \text{ kN} \leq F$	致命	致命	重

推力の自動計算方法を
 9月10日全国労働衛生週間説明会西尾会場でご説明します

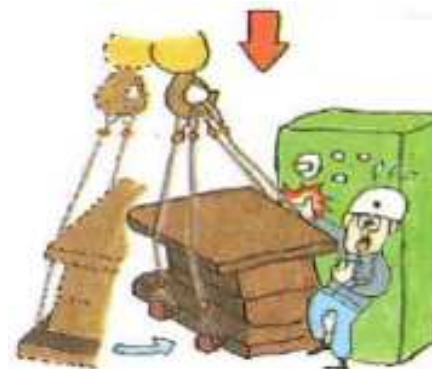
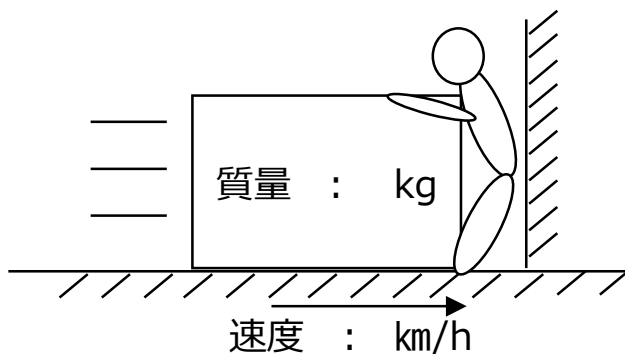
動力引き込まれ、巻き込まれ編



危害ひどさ

動力	受傷部位			
	頭部 (ローラ-隙間： 300mm)	体幹部 (ローラ-隙間： 500mm)	足・腕部 (ローラ-隙間： 120mm)	手・指部 (ローラ-隙間： 100mm)
人力	中	中	軽	軽
機械的	致命	致命	致命	重

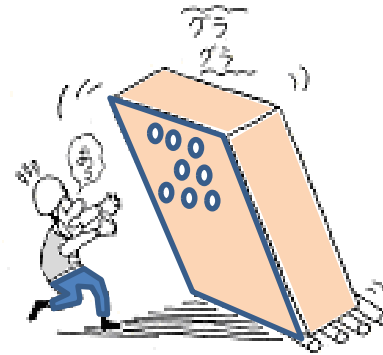
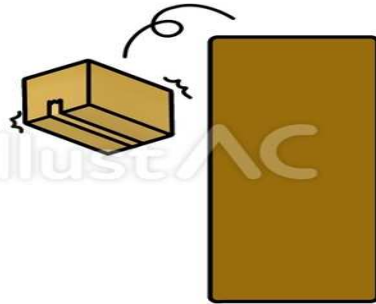
重量物編 潰された



危害ひどさ

	移動物体の質量	移動速度	受傷部位		
			頭部	体幹部	手・足等身体の一部
上記以外	200kg未満	10km/h未満	重	中	中
		20km/h未満	致命	重	重
		20km/h以上	致命	致命	重
	200kg以上	2km/h未満	重	中	中
		4km/h未満	致命	重	重
		4km/h以上	致命	致命	重

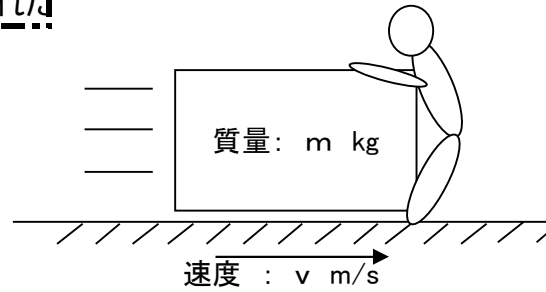
重量物 物が落下した、物が転倒してきた



危害ひどさ

			落下物及び転倒物の高さ			
			1m未満	3m未満	4m未満	4m以上
物の重さ、硬さ	1kg未満	軟質	軽	軽	中	中
		硬質	軽	中	中	重
	10kg未満	軟質	軽	中	重	致命
		硬質	軽	重	重	致命
	50kg未満	軟質	中	重	致命	致命
		硬質	中	致命	致命	致命
	50kg以上	軟質	中	重	致命	致命
		硬質	重	致命	致命	致命

車両編 あたった、あてられた



危害ひどさ

移動する物体の質量	移動速度	受傷部位		
		頭部	体幹部	手・足等身体の一部
1 t 未満	3 km/h 未満	軽	軽	軽
	3 km/h 以上 30 km/h 未満	重	中	中
	30 km/h 以上	致命	致命	重
1 t 以上	3 km/h 未満	中	中	軽
	3 km/h 以上 30 km/h 未満	致命	重	中
	30 km/h 以上	致命	致命	重

墜落編 墜落した、転落した



危険源は
高さ
と
開口部



危害ひどさ		
2m以上の高さ	$1\text{m} \leq h < 2\text{m}$ の高さ	1m未満の高さ
致命	重	軽

電流・電圧 感電した



危害ひどさ					
身体の状態	電圧				
	30V未満	50V未満	100V未満	200V未満	200V以上
乾燥	軽	軽	中	致命	致命
湿っている	軽	中	重	致命	致命

！ 熱源 火傷、低温火傷した



熱中症判断基準モデルは
2021年9月10日安全/衛生週間
説明会で説明します

危害ひどさ

温度	受傷部位			
	全身	体幹部(半身以下)	顔又は頭部	手足等身体の一部
45℃以上 70℃未満	重	中	軽	軽
70℃以上 100℃未満	重	重	軽	軽
100℃以上	致命	重	中	軽

i 鋭利な物体 切れた、切断した、刺さった



1cm未満は許容できるが...

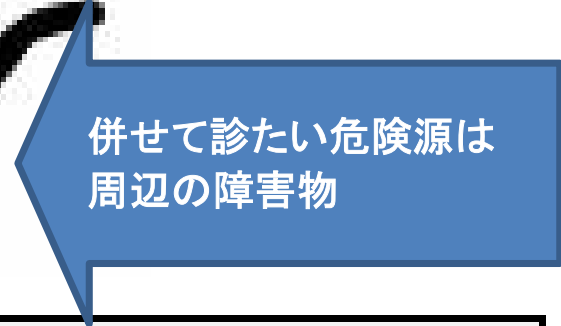


1cm以上が想定できたら防御措置が必要

危害ひどさ

傷深さ	頭部・体幹部	腕・掌	足	指 (全数)	指 (全数未満)
深さ1cm 未満	中	軽	軽	軽	軽
深さ4cm 未満	重	中	中	中	中
深さ4cm 以上	致命	重	重	重	中
切断	致命	致命	致命	致命	重

⋮ 転倒する物質 + 障害物 滑って、躓いて転倒した



危害ひどさ

環境内に尖端物が点在	環境内に障害物が点在	環境内に障害物が少ない
重	中	軽

危険源 程度評価基準

13/15

! 音編 聴力が低下した、聞こえなくなった

危害ひどさ	
音量	
85db以上	85db未満
中	軽

参考

騒音環境下で8h/日以上作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	許容しない
騒音環境下で3h/日以上8h/日未満作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	許容しない
騒音環境下で3h/日未満作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	対策し許容する

！ 振動編 振動により、神経障害になった



危害ひどさ

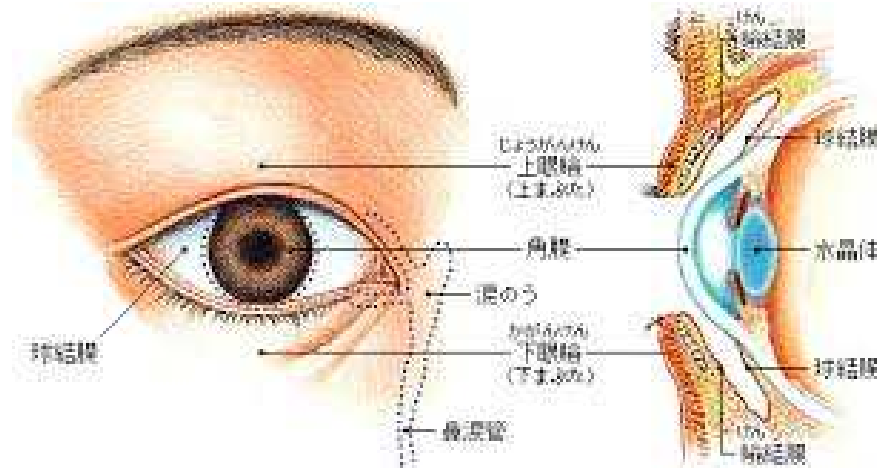
この危険源の傷害は抹消神経障害と想定する為以下の評価とする

中

参考

振動環境下で8 h/日以上作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	許容しない
振動環境下で3 h/日以上8 h/日未満作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	許容しない
振動環境下で3 h/日未満作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	対策し許容する

目に混入する異物 レーザ-光が目に入った



危害ひどさ

混入する異物 (危険源の分類)	両目	片目
レーザー光 : クラス2M以下	軽	軽
レーザー光 : クラス3B・3M	重	中
レーザー光 : クラス4	致命	重
高圧水	致命	重
ホコリ等	軽	軽
油	中	軽
ガラス繊維等	中	軽
鉄製のクズ等先端形状の固形物	重	中